

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直しについて)

2022年12月28日
在ギリシャ日本国大使館

12月27日、日本政府は新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の一部見直しを公表しました。12月30日(金)午前0時(日本時間)以降、中国(香港・マカオを除く)から日本へ入国される方に対し、以下の臨時的措置が適用されます。

1 日本入国時の検査の実施

12月30日以降、以下の方については、日本入国時に新型コロナウイルスの検査が実施されます。

- 7日以内に中国(香港・マカオを除く)に渡航歴のある方
- 中国(香港・マカオを除く)からの直行便で入国される方

※現時点での情報によれば、中国以外の国を出発地として中国経由で日本へ渡航する場合においては、トランジット時に中国(香港・マカオを除く)に入国しない場合でも、フライトが中国(香港・マカオを除く)ー日本間の直行便である場合は本措置の対象になるとされています。

2 入国時検査で陽性だった場合

検査で陽性だった場合は、検疫所が指定する宿泊施設で原則として7日間の療養が求められます。

3 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○令和4年12月30日以降、中国(香港・マカオを除く)から入国される方へ
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001031442.pdf>

○日本の水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

■外務省ホームページ

○【広域情報】中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直し(2022年12月30日以降適用)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C115.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp